

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和 2 年 4 月

大阪府貝塚市

目 次

1. 本ガイドラインの策定にあたって……………P. 2
2. 建設工事の請負契約の原則……………P. 2
3. 設計変更の考え方……………P. 3
4. 発注者及び受注者の留意事項……………P. 3
 - 4- (1) 発注者は……………P. 3
 - 4- (2) 受注者は……………P. 3
 - 4- (3) 工期及び請負代金額の変更方法……………P. 3
5. 工期又は請負代金額の変更対象となる主な事項……………P. 4
6. 設計変更ができないケース……………P. 4
7. 設計変更対象となる事項の具体的な事例……………P. 4、P. 5
8. 設計変更の流れ(契約書第18条の場合)……………P. 6
9. 仮設、施工方法等の設計変更について(指定と任意)…P. 7、P. 8
10. 設計変更に関する主な条項<参考> ……P. 8
11. 変更協議書について……………P. 9、P. 10

- <様式1 変更協議書、様式2 委任状>……………P. 11、P. 12
- <資料①>条件明示について【平成14年3月28日付国官技第369号】…P. 13～P. 15
- <資料②>施工条件明示について【平成14年5月30日付国営計第24号】…P. 16～P. 19

注)本ガイドラインに記載されている『設計図書』とは『図面、仕様書、金額を記載しない設計書(発注者が配付)、補足説明書』のことである。

1. 本ガイドラインの策定にあたって

良質な社会資本整備を行う上において、発注者と受注者が各々の役割をきちんと把握し、良好な緊張関係をもちながら連携することが必要不可欠である。

公共工事の大部分は屋外で行われており、気候、地質、地形、地下水等の自然条件、また周辺住民への振動・騒音対策や交通に与える影響緩和等の社会的条件への配慮も工事を施工する上で必要となる。

上記理念・条件のもと、工事目的物(公共構造物)は場所や使用目的毎に用途・機能・構造等を勘案し、個別に設計し施工される。

工事の施工は、現場ごとに異なる複雑かつ多様な条件に対し、事前の調査・計画に基づく一定の条件下で作成された設計図書により発注者と受注者が締結する契約のもと履行されるが、現実の公共工事の施工にあたっては、当初の計画どおり工事が進行しないことも多々あり、設計変更等を余儀なくされることが少なく、建設業法では、あらかじめそのような場合における処理方法について、契約書において定めることを規定している。**【建設業法第19条第5項】**

また、『公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)の一部を改正する法律』(平成26年施行)により発注者・受注者各々の責務が明文化され、必要に応じて適切な設計変更を行うことが発注者の責務であることが法的に位置付けられた。**【品確法第7条第5項】**

本市工事請負契約書(以下「契約書」という。)においても設計変更に関わる手続等について規定されているが、それらの各条項における適用指針等を示すことにより、設計変更における発注者及び受注者の認識の共有化と変更手続の透明性の向上を図り、適切な設計変更手続の遂行をもって一層の公共工事の品質確保に寄与すべく本ガイドラインを策定するものである。

【品確法第7条1項5号】

設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号について同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

2. 建設工事の請負契約の原則

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。**【建設業法第18条】**

3. 設計変更の考え方

契約書第1条第1項において『発注者及び受注者は設計図書に従い工事の請負契約を履行しなければならない』旨が記載されているが、設計図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない等の場合には、契約書の関連条項に基づき、必要があると認められるときは、設計図書に明示した事項を変更し、それに伴い必要となる工期又は請負代金額を変更する。

設計図書に明示する内容については「土木工事:条件明示について(平成14年3月28日付国官技第369号)、建築工事:施工条件明示について(平成14年5月30日付国営計第24号)」によるものとする。

4. 発注者及び受注者の留意事項

(1) 発注者は、…… <条件変更等【契約書第18条】、設計図書の変更【契約書第19条】>

- ・ 契約書第18条第1項各号に該当する事実について、受注者から確認を請求されたとき又は自らが発見したときは、直ちに調査を行い、発注者は調査の結果を14日以内に受注者に「通知」しなければならない。【契約書第18条第1項、2項、3項】
- ・ 調査の結果、第18条第1項各号の事実が確認された場合において必要があると認められるときは設計図書の訂正又は変更を行う。【契約書第18条第4項】
- ・ 訂正又は変更が行われた場合において必要があると認められるときは工期又は請負代金額の変更を行う。【契約書第18条第5項】
- ・ 発注者は契約書第18条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。【契約書第19条】

(2) 受注者は、…… <照査、事実の通知及び確認請求【契約書第18条第1項】>

- ・ 施工前及び施工中において、契約書第18条第1項の各号に関わる設計図書の照査を行う。
- ・ 工事の施工にあたり、契約書第18条第1項の各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に「通知」し、その確認を「請求」しなければならない。

(3) 工期及び請負代金額の変更方法【契約書第24条及び第25条】

工期及び請負代金額の変更については、発注者と受注者が「協議」の上、定める。

※契約書に定める、「催告」、「請求」、「通知」、「報告」、「申出」、「承諾」及び「解除」は、書面により行わなければならない。【契約書第1条第5項】

5. 工期又は請負代金額の変更対象となる主な事項

変更等の内容	契約条項
① 図面や仕様書等、相互に一致しない設計図書の訂正 (優先順位が定められている場合を除く)	第18条第1項の(1)
② 誤謬(ごびゅう)又は脱漏がある設計図書の訂正	第18条第1項の(2)
③ 表示が明確でない設計図書の訂正	第18条第1項の(3)
④ 実際の工事現場と一致しない施工条件が示された設計図書の変更	第18条第1項の(4)
⑤ 当初には明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたことによる設計図書の変更	第18条第1項の(5)
⑥ 発注者が必要であると認める場合の設計図書の変更	第19条
⑦ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	第20条
⑧ 特別の理由により発注者が請求する工期の短縮	第23条

6. 設計変更ができないケース

次のような場合は、原則として設計変更はできない。契約書第27条(臨機の措置)に該当する場合を除く。

- ◆ 契約書及び工事共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合
- ◆ 書面による「指示」や「協議」がない場合(口頭のみ)の指示や協議)
- ◆ 設計図書に明示のない事項について、発注者との「協議」を行わず、受注者が独自の判断で施工した場合
- ◆ 発注者と受注者との「協議」が整っていない時点で施工した場合
- ◆ 「承諾」事項として施工した場合

7. 設計変更対象となる事項の具体的な事例

(1) 設計図書が相互に一致しない。【**契約書第18条第1項の(1)**】

(優先順位が定められている場合を除く)

- ◇ 設計図書の図面と設計書(金抜き)の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- ◇ 設計図書の図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合

(2) 設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏がある。【**契約書第18条第1項の(2)**】

- ◇ 条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する一切の条件明示がない場合
- ◇ 条件明示する必要があるにも係わらず地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ◇ 条件明示する必要があるにも係わらず交通誘導員に関する一切の条件明示がない場合
- ◇ 図面に使用材料の規格、設計寸法の記載がない場合

(3) 設計図書の表示が明確でない。【契約書第18条第1項の(3)】

- ◇ 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確な場合
- ◇ 水替工実施の記載はあるが作業時もしくは常時排水等の運転条件等の明示がない場合

(4) 設計図書の施工条件と実際の工事現場が一致しない。【契約書第18条第1項の(4)】

- ◇ 設計図書に明示された土質が現場条件と一致しない場合
- ◇ 設計図書に明示された地下水位が現場条件と一致しない場合
- ◇ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が交通管理者との協議結果と一致しない場合
- ◇ 設計図書に明示された地下埋設物の位置が工事現場と一致しない場合
- ◇ 設計図書に明示された既設舗装厚と現場舗装厚が一致しない場合

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた。【契約書第18条第1項の(5)】

- ◇ 施工中に想定外の地中障害物や埋蔵文化財を発見し撤去や調査が必要となった場合
- ◇ 工事区域内で想定外の軟弱地盤層が存在し地盤改良が必要となった場合

(6) 発注者が必要であると認める場合の設計図書の変更 【契約書第19条】

- ◇ 現場周辺の住民との協議により変更が妥当であると認める場合
- ◇ 関連工事との調整の結果、変更が妥当であると認める場合
- ◇ 関係官公署の行政指導等により変更する必要があると認める場合

(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止 【契約書第20条】

- ◇ 設計図書に定められた工事着工時期に受注者の責によらない理由により施工できない場合
- ◇ 警察や河川・道路・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ◇ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ◇ 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- ◇ 予見できない事態が発生した場合(地中障害物の発見等)

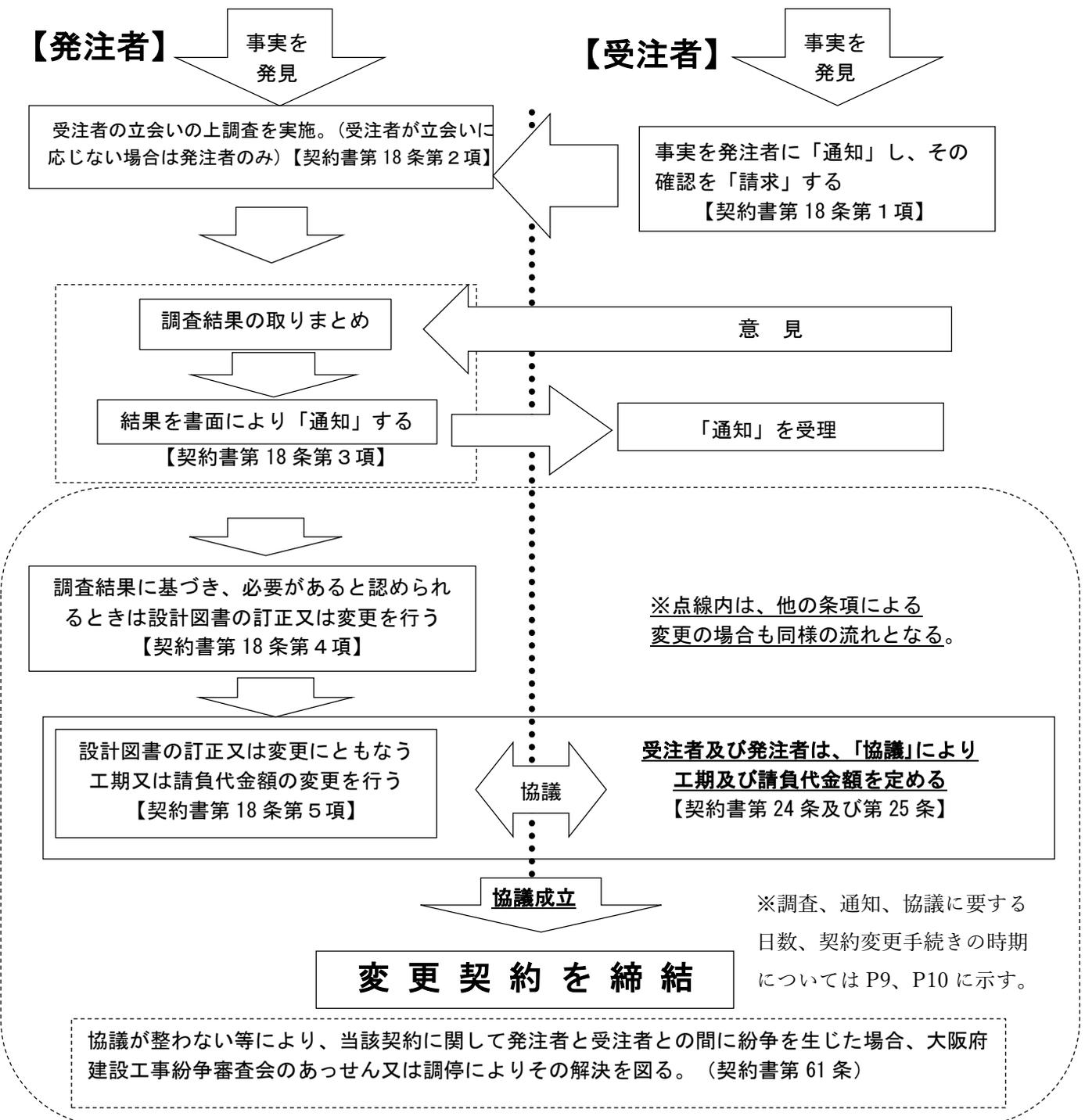
(8) 特別の理由により発注者が請求する工期の短縮 【契約書第23条】

- ◇ 発注者が行政運営の必要性から工事費の増嵩等をも考慮して工期の短縮等を行う必要があると判断した場合(いわゆる突貫費用等の負担)

注) これらの事例は特定の事例をもとに整理したものであり、設計変更の対象有無は個々の工事における諸条件により変わること留意すること。

8. 設計変更の流れ(契約書第18条の場合)

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



9. 仮設、施工方法等の設計変更について

(1) 基本事項【契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

施工方法等は特別の定めがある場合は「指定」、その他は「任意」である。

「任意」については、その施工方法等を自らの責任において受注者が選択する。

(2) 注意事項

指定とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書で指定したとおり施工を行わなければならないものであり、指定事項が変われば、設計変更の対象となる。「任意」については、その施工方法等に変更があっても原則として設計変更の対象としない。

ただし、設計図書に明示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は受注者からの申出により、発注者が認めた場合は変更できる。

発注者は工事発注にあたり、「指定」と「任意」の部分を明確に明示する必要がある。

(3) 指定・任意の基本的な考え方

	指 定	任 意
設計図書での取扱い	施工方法等について具体的に指定する。(契約条件として位置付け)	施工方法等について指定しない。(積算に使用した標準的工法等を参考図として示す場合があるが、契約条件ではない)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要。	受注者の任意。(施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更が生じた場合の設計変更	対象とする。	対象としない。
当初明示した条件の変更が生じた場合の設計変更	対象とする。	対象とする。

(4)「指定」の事例

- ◇ 特許工法や特殊工法を採用する場合
- ◇ 関係機関等との協議により、施工条件等が制約される場合
- ◇ 環境対策、施工方法等の選択にあたり特段の配慮が必要な場合
- ◇ 他の工事等に使用するため、仮設物を工事完成後も存置する必要がある場合等

(5)「任意」における不適切な事例

- ◆ 「〇〇工法で積算しているので、ほかの工法での施工は不可」との対応〈発注者〉
- ◆ 「標準歩掛りではバックホウなので、クラムシェルでの掘削は不可」との対応〈発注者〉
- ◆ 新技術の活用について受注者から申出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応〈発注者〉。
- ◆ 任意部分において、受注者の考えで決定した施工方法にも係わらず、結果的に費用が増額したことにより契約金額の増額を要求。〈受注者〉

10. 契約書において、発注者が工期又は請負代金額を変更するか、受注者に対して必要な経費の負担に係る規定がある条項 《参考》

第 8 条	特許権等の使用
第 15 条	支給材料及び貸与品
第 17 条	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
第 18 条	条件変更等
第 19 条	設計図書の変更
第 20 条	工事の中止
第 22 条	受注者の請求による工期の延長
第 26 条	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
第 27 条	臨機の措置
第 28 条	一般的損害
第 30 条	不可抗力による損害
第 31 条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更
第 34 条	部分使用
第 35 条	前金払及び中間前金払

注) 各条項の適用にあたっては、それぞれに規定されている条件等について、十分に精査すること。

11. 変更協議書について

設計変更が必要となった場合は、書面「変更協議書」(別紙様式1)に必要な事項を記載し、双方確認の上、取り交わすものとする。また、工事の施工については、変更契約を締結後、施工するものとする。

ただし、軽微な設計変更[※]については書面「変更協議書」(別紙様式1)により、工事を施工させることができる。

※軽微な設計変更とは、設計変更により生じた請負代金変更額の累計が当初の請負代金額の30%に相当する額(30%に相当する額が1,000万円を超える場合は1,000万円)以内の設計変更とする。

<変更協議書の数量・金額について>

変更協議書に記載される数量及び変更予定額は概算であり、速やかに変更契約を行うものとする。変更協議書には、変更にかかる数量及び金額等を記載し、双方確認の上取り交わすものとする。数量等は、変更協議書を取り交わした後、速やかに精査を行い変更契約できるようにする。なお、変更協議書に記載する金額はあくまで概算であるので、変更契約時において増減が生じることがある。

<変更協議書の決裁>

設計変更が必要となった場合、監督職員(発注者)は「変更協議書」(別紙様式1)に必要な事項を記載し、受注者と協議を行う。「変更協議書」は2部作成し、発注者及び受注者がそれぞれ1部保有する。

<契約変更手続きの時期>

軽微な設計変更に係る契約変更手続きは、速やかに行うことを原則とし、遅くとも下に示す時期の内、最も早い時期までに行うものとする。

- ①設計変更により生じた請負代金変更額の累計が、当初の請負代金額の30%に相当する額(30%に相当する額が1,000万円を超える場合は1,000万円)を超えるとき。
- ②工期末。
- ③債務負担工事における各会計年度末。
- ④工期を変更するとき。
- ⑤受注者から申出があった場合。

<契約変更の対象外>

設計変更により、請負代金額が当初請負代金額の30%を超える増額となる工事(30%に相当する額が1,000万円を超える場合は1,000万円)は、原則として新たに契約を締結しなければならない。但し、既契約工事と分離して施工することが著しく困難と認められる場合を除く。

<フロー図>

受注者から条件変更等の確認の請求、または自ら事実を発見



ただちに

発注者と受注者立会いのうえ(受注者が立会いに応じない場合は発注者のみ)調査



調査終了後 14 日以内

調査結果を通知する(変更事由が生じた日)



7 日以内

協議を開始する(変更協議書の発議年月日)



14 日以内

協議を整える(変更協議書の発注者決裁日)



変更契約締結(P9, <契約変更手続の時期>)

3-2 「条件明示について」（平成14年3月国土交通省）

国官技第369号
平成14年3月28日

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長 あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第24号」（平成3年1月25日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「条件明示について」（平成3年1月25日）建設省技調発第24号は廃止する。

記

1. 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2. 対象工事

平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

3. 明示項目及び明示事項（案）

別紙

4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5. その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

別紙

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2)搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2)仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

(参考：新旧対象表)
 明示項目及び
 明示事項 (案)

明示項目	現行明示事項	改訂明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議内容及び成立見込み時期 4. 他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んである休日数等作業不能日数
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、処理の見込み時期 2. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、等	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵等）のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋等の調査の方法、範囲等	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置を指定する場合は又は発破作業等に制限がある場合は、その内容	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保安設備、保安要員の配置を指定する場合は又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸欠欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容 3. 工事のため、一般道路を占用する場合は、その期間及び範囲	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度にわたり使用する場合は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容・期間 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1. 残土が発生する場合は、残土の受入場所、距離、時間等の処分条件 2. 産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再生処理場又は最終処分場を指定する場合は、その場所、受入条件等	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び資源化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	1. 地上、地下等に占用物件等の工事支障物が存在する場合は、その移設、撤去、防護等の方法、時期及び期間 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その内容	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
排水工濁水処理	1. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容	
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、その工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数及び注入量等	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等 3. 支給材料及び資材品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 工事用電力等を指定する場合は、その内容	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での処理の有無引き渡し場所等 3. 支給材料及び資材品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

別紙あて

国土交通省大臣官房
官庁営繕部営繕計画課長

施工条件明示について

国土交通省直轄の営繕工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省営計発第22号」（平成3年3月27日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「施工条件明示について」（平成3年3月27日）建設省営計発第22号は廃止する。

記

1. 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2. 対象工事

平成14年5月30日以降に入札する国土交通省直轄の営繕工事とする。

3. 明示項目及び明示事項（案）

別 紙

4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5. その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

北海道開発局営繕部長

東北地方整備局営繕部長

関東地方整備局営繕部長

北陸地方整備局営繕部長

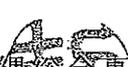
中部地方整備局営繕部長

近畿地方整備局営繕部長

中国地方整備局営繕部長

四国地方整備局営繕部長

九州地方整備局営繕部長

沖縄総合事務局開発建設部長

官庁営繕部営繕計画課長

筑波研究学園都市施設管理センター長

官庁営繕部建築課長

営繕技術管理室長

官庁営繕部設備課長

保全指導室長

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置

明示項目	明 示 事 項
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障物等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期